

# 村上地域 循環型社会形成推進地域計画

平成22年 7月承認  
平成22年12月変更  
平成23年12月変更  
平成24年 3月承認  
平成24年12月変更

村 上 市  
関 川 村

# 村上地域 循環型社会形成推進地域計画

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

新潟県村上地域

面積 村上市 1,174.24k m<sup>2</sup> (出典：平成 21 年 10 月 1 日現在国土地理院)

関川村 299.61k m<sup>2</sup> (出典：平成 21 年 10 月 1 日現在国土地理院)

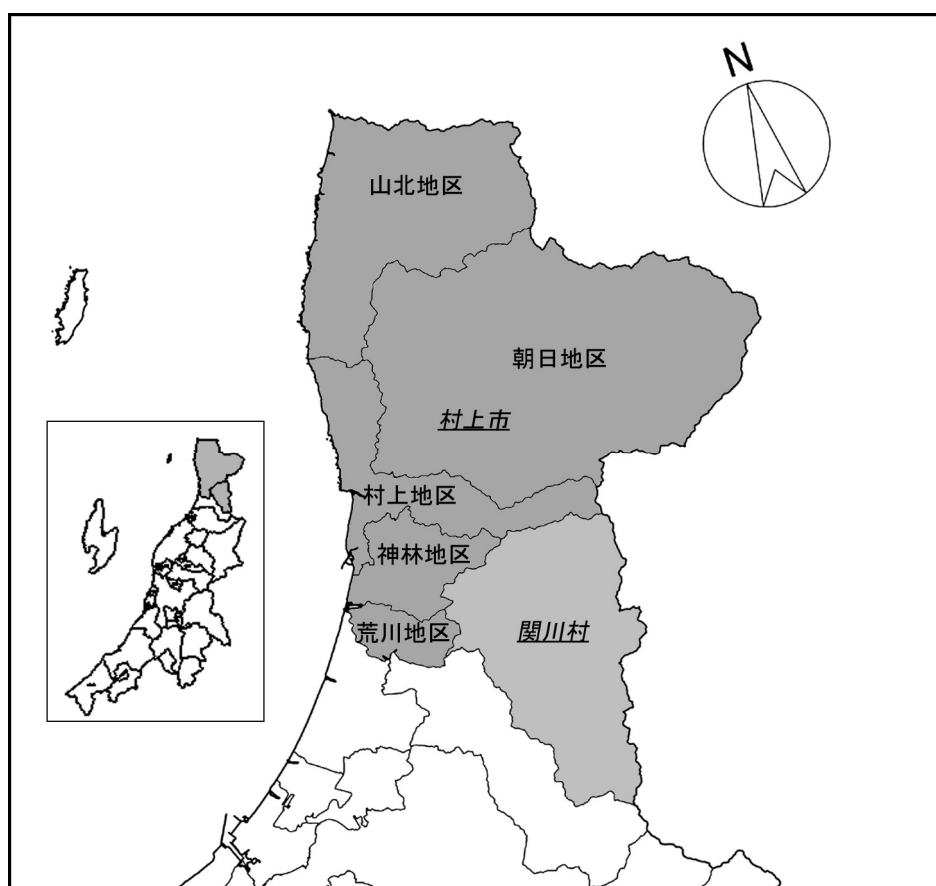
合計 1,473.85k m<sup>2</sup>

人口 村上市 68,265 人 (平成 22 年 4 月末現在)

関川村 6,725 人 (平成 22 年 4 月末現在)

合計 74,990 人

対象地域図



## (2) 計画期間

本計画は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間を計画期間とします。

なお、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

## (3) 基本的な方向

村上地域（以下「本地域」という。）は平成20年4月1日に旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧朝日村、旧山北町が合併した村上市と関川村で構成された地域であります。

本地域は、磐梯朝日国立公園朝日連峰の「全国水源の森百選」に選ばれたブナの原生林を有し、海岸部一帯は、「瀬波笹川流れ粟島県立自然公園」に指定され、白砂青松のすばらしい自然景観に恵まれています。また、「お幕場・大池公園」の大池には、千羽を超える白鳥が飛来し、日本一の清流「荒川」や「三面川」、「大川」には、鮭やサクラマス、鮎が遡上し、県内外からの太公望でにぎわいます。

関川村の中心部には豪農の館で知られる国の重要文化財「渡辺邸」をはじめとした18世紀の町並みが残し、生活の中に歴史がとけ込んでいます。

このような、豊かな自然環境と歴史的財産をもつ村上地域にとって、循環型社会の形成の推進、低炭素社会の実現を目指すことは大変重要な課題であります。

特に、廃棄物の処理については、3Rの推進を図るため、以下の対策について具体的に取り組むこととします。

- ・ 環境情報の提供、環境教育の充実
- ・ 住民・事業者・行政の役割分担による取り組み
- ・ ごみ処理手数料の適正化
- ・ 容器包装廃棄物等の分別収集の促進
- ・ 再資源化施設等の整備促進

廃棄物は将来の人口動態や社会経済情勢の変化に伴って多様化するため、長期的・総合的視野に立って計画的なごみ処理施設の整備及び運営を推進する必要があります。

したがって、本地域計画ではごみの適正かつ合理的な処理・処分体制を確立し、ごみによる環境汚染を未然に防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、ごみの排出量及び廃棄物処理施設の運転管理状況を把握し、適切なごみ処理施設の整備と効率的な維持管理の検討を行うことにより、廃棄物を適正かつ合理的に処理するとともに、地球温暖化防止を推進することを基本的な方向とします。

## (4) 広域化計画との検討状況

本地域のごみ処理施設は、村上市（村上地区、荒川地区、神林地区、朝日地区、山北地区）と関川村の1市1村で施設整備計画を行います。新潟県のごみ処理広域化計画にも一致しています。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

#### ア ごみ

平成 20 年度の一般廃棄物（ごみ）の排出、処理の状況は図 1 のとおりです。

総排出量は、30,326 トンであり、再利用される総資源化量は 4,374 トン、リサイクル率（総資源化量 / （排出量 + 集団回収量））は 14.4% であります。

中間処理による減量化量は 23,342 トンであり、排出量の 76.9% が減量化されています。

また、排出量の 8.6% に当たる 2,610 トンが埋め立てられています。

なお、中間処理のうち、焼却処理量は 25,487 トンです。現有焼却施設では、温水の場内利用、冬期間の暖房及び燃焼空気の予熱にエネルギーの利用を図っています。

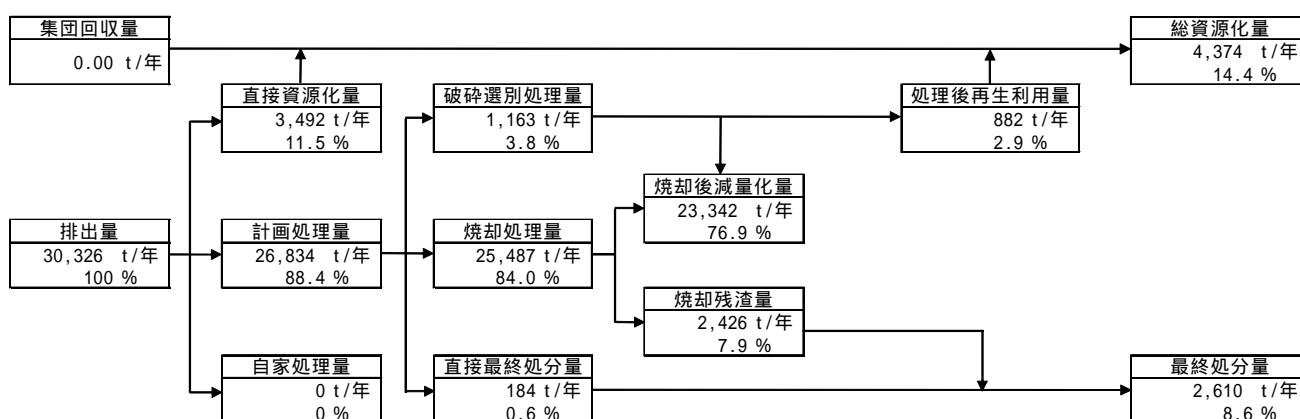


図 1 一般廃棄物（ごみ）の処理状況フロー（平成 20 年度）

イ 生活排水

平成20年度の生活排水の処理人口及びし尿・浄化槽汚泥等の排出状況は図2のとおりです。  
 なお、関川村は本地域計画からは除外します。

生活排水処理対象人口は全体で69,694人であり、汚水衛生処理人口は38,608人、汚水衛生処理率は55.4%です。

し尿発生量は10,118k /年、浄化槽汚泥発生量は22,353k /年であり、処理・処分量 (= 収集・運搬量) は32,471k /年です。

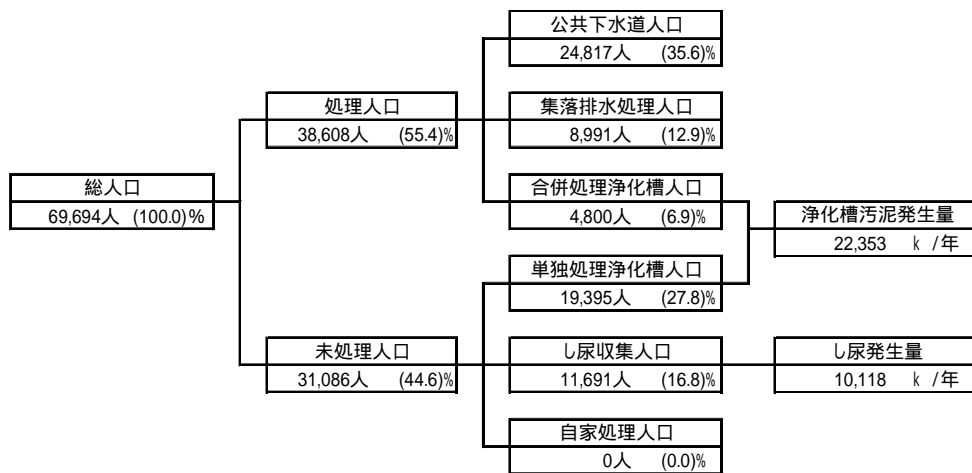


図2 生活排水の処理状況フロー (平成20年度)

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

ア ごみ

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の形成を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

ごみの排出抑制における本地域の目標値は、以下のとおりです。

本地域では、資源化率が県平均と比較して低い水準にあり、平成19から20年度に14.2%から14.4%と横ばい傾向が続いています。今後は、さらなる分別の徹底とリサイクルが必要となっています。

また、家庭系の一人当たりの排出量は減少傾向を続けていますが、750gを超える値となっています。このことから、以下のような目標を設定します。

目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローを図3に示します。

目標値 (平成20年度実績に対する平成27年度における目標)

- ・家庭系1人1日当たりごみ排出量は5.5%減とします。

795.9 752.3g/人・日 (-5.5%)

- ・事業系ごみの総量を約18%削減します。

8,071.0 6,606.0t/年 (-18.2%)

- ・リサイクル率(集団回収を含む)を約27%にします。

14.4 26.8%

- ・最終処分量を半分以下に削減します。

2,610.0 385.1t/年 (-85.2%)

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 1) 平成20年度	目標(割合 1) 平成27年度	
排出量	事業系	排出量	8,071.0 トン	6,606.0 トン -18.2%
		1事業所当りの排出量 2	5.3 トン/事業所	4.4 トン/事業所 -17.0%
	家庭系	排出量	22,255.0 トン	19,491.7 トン -12.4%
		1人当りの排出量(g/人・日)	795.9 g/人・日	752.3 g/人・日 -5.5%
	事業系・家庭系排出量合計 (集団回収除く)		30,326.0 トン	26,097.7 トン
集団回収量等		0.0 トン	50.0 トン	
事業系・家庭系排出量合計(集団回収を含む)		30,326.0 トン	26,147.7 トン	-13.8%
再生利用量	直接資源化量	3,492.0 トン(11.5%)	4,514.1 トン	17.3%
	総資源化量(集団回収含む)	4,374.0 トン(14.4%)	6,981.2 トン	26.8%
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)		6,000 MWh/年	
減量化量	中間処理による減量化量 (中間処理前後の差 トン)	23,342.0 トン(76.9%)	18,781.4 トン	72.0%
最終処分量	埋立最終処分量	2,610.0 トン(8.6%)	385.1 トン	1.5%

1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

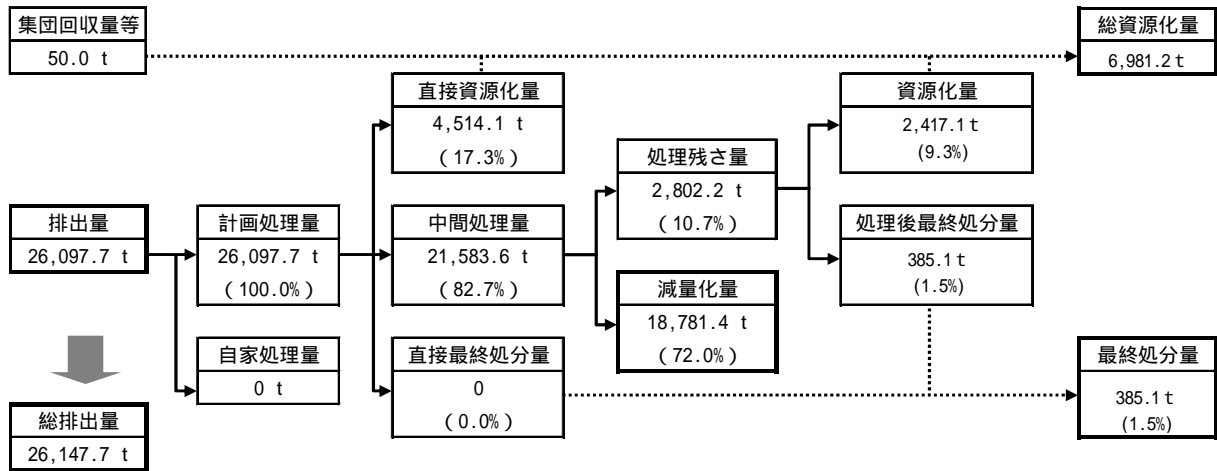


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成27年度）

## イ 生活排水

生活排水については、表2に掲げる目標のとおり、汚水衛生処理率の向上を図る施策を進めていくものとします。

なお、関川村は本地域計画からは除外します。

図4に目標年平成27年度における生活排水の処理状況フローを示します。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

単位：人

区分		平成20年度 実績		平成27年度 目標		
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	69,694	人	64,690	人	
	2. 汚水衛生処理人口	38,608	人	49,045	人	
	(1) コミュニティプラント人口	0	人 (0%)	0	人 (0%)	
	(2) 合併処理浄化槽人口	4,800	人 (6.9%)	4,252	人 (6.5%)	
	(3) 公共下水道人口	24,817	人 (35.6%)	34,598	人 (53.5%)	
	(4) 農(漁)業集落排水施設人口	8,991	人 (12.9%)	10,195	人 (15.8%)	
	3. 汚水衛生処理未処理人口	31,086	人	15,645	人	
	(1) 単独浄化槽処理人口	19,395	人 (27.8%)	7,732	人 (12.0%)	
	(2) し尿収集人口	11,691	人 (16.8%)	7,913	人 (12.2%)	
	(3) 自家処理人口	0	人 (0%)	0	人 (0%)	
4	計画処理区域外人口	0	人	0	人	
処理量	5	合併処理浄化槽汚泥量	22,353	K /年	11,221	K /年
	6	単独処理浄化槽汚泥量				
	7	し尿収集量	10,118	K /年	6,950	K /年
	8	合計収集量	32,471	K /年	18,171	K /年

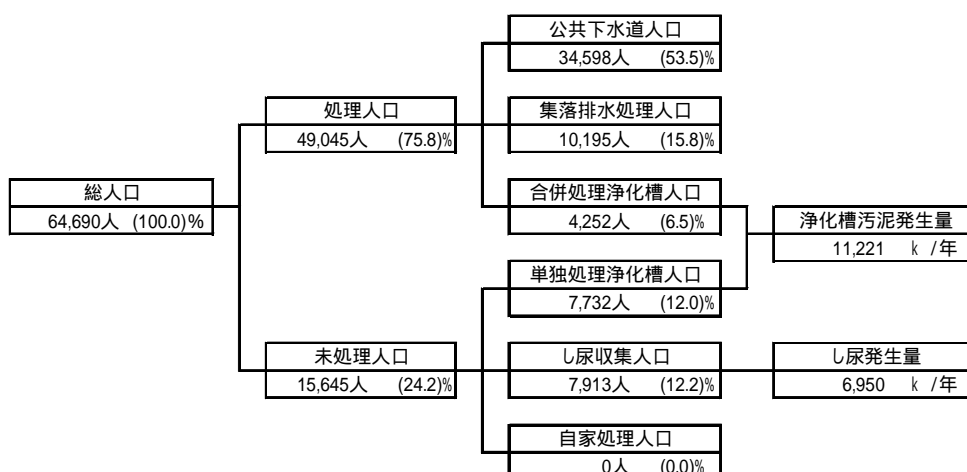


図4 生活排水の処理状況フロー（平成27年度）



### 3. 施策の内容

#### (1) 3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進

##### ア ごみ処理手数料の適正化

処理区域内の村上市の各地区と関川村のごみの有料化は、山北地区では平成5年度から、朝日地区では平成10年度から、神林地区では平成11年度から、村上地区、荒川地区、関川村では平成14年度から有料化を実施しています。

有料化の方法について村上市の各地区は指定袋、シールの併用で、関川村は可燃・不燃ごみが指定袋、中型ごみがシールとなっています。

有料化による減量の成果を今後も継続するため、ごみの減量化の進捗状況やごみ処理費用の公平な負担のあり方、先進的自治体の動向等の調査・検討を行いながら、家庭系ごみの有料制(料金改訂等)の適正化について検討します。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

- ・ごみの減量化の積極的な普及・啓発を推進します。
- ・広報やイベント開催による啓発活動を実施します。
- ・社会教育や生涯教育の場を通じて、環境教育を推進します。
- ・ごみ減量化、リサイクルキャンペーンを実施します。
- ・ごみ処理施設見学者の受け入れを行います。
- ・資源物の分別収集と有害ごみの適正処理を行います。

##### ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

レジ袋の減量を推進するため、以下の対策を行います。

- ・住民へは、マイバッグの持参を推進します。
- ・事業者へは、「レジ袋」の有料化や、マイバッグを持参した住民への還元方法等の検討を指導・啓発します。

##### エ 住民・事業者・行政の役割分担による取り組み

- ・パートナーシップによる取り組み推進

ごみの発生抑制、再使用及び再生利用を効率的に、着実に推進していくために、住民、事業者及び行政のパートナーシップによる取り組みを進めます。

- ・ごみに係わる地域組織・ネットワークづくり

各地域における町内・集落、子ども会などの活動を支援するとともに、町内・集落の役員等を対象にした意見交換の場や市の施策の講習会などを開催し、ごみに係る地域リーダーとしての知識の向上を図ります。

リサイクル活動を行う個人や団体に対しては情報交換の場を設け、リサイクル活動の活性化を図ります。事業所に対しては、情報交換の場を設けるなどの支援を行います。

##### オ 資源化率の向上対策

- ・資源物の分別収集の継続と周知

- ・ 集団資源回収の検討
- ・ 資源ごみの拠点回収の検討
- ・ 剪定枝の資源化の検討
- ・ 店頭回収の促進

#### カ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量を削減するため、次の整備、対策の強化を図ります。

- ・ 下水道の整備（下水道への早期接続及び施設の適正な維持管理等）
- ・ 農業・漁業集落排水施設の適正管理（早期接続及び施設の適正な維持管理等）
- ・ 浄化槽対策（合併処理浄化槽の普及促進、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、浄化槽の維持管理の強化等）
- ・ 生活排水対策（家庭でできる浄化実践活動の推進等）

### （２）処理体制

#### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表３のとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ、ビン、缶、ペットボトル、古紙については、全地区で実施しており、その他プラスチック製容器包装は、平成 22 年度から既に全地区で実施しています。

今後は、家庭から排出されるごみの減量化や資源化を積極的に推進します。

- ・ その他プラスチック容器包装、その他紙製容器の分別収集の全地区実施

#### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業者は、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物について、適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方を認識し、事業活動を見直すことで、ごみの発生抑制や排出抑制のための取組を主体的に進める必要があります。また、行政が実施する施策を理解し、協力する必要があります。

村上市、関川村では、事業所ごみの減量化が推進されるよう、各種の情報提供を行います。

- ・ 事業系一般廃棄物の現状把握
- ・ 事業所への指導・啓発
- ・ 事業系ごみの処理手数料の見直し

#### ウ 一般廃棄物で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、下水道汚泥等の産業廃棄物の受入及び焼却処理は行っておりませんが、今後は、本地域から発生する下水道汚泥を、計画ごみ処理施設にて受入し、焼却処理する計画とします。

#### エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道や農業・漁業集落排水処理施設が整

備されていない地域で合併浄化槽の整備を進めていきます。

また、し尿、浄化槽汚泥を処理しているし尿処理場からの脱水汚泥、公共下水道の終末処理場から発生する汚泥は、新設する計画ごみ処理施設で焼却処理する計画です。

#### オ 焼却灰等の資源化

最終処分場の延命化のために、焼却残渣についてエコセメント化等の委託処理による資源化を検討します。

#### カ 今後の処理体制の要点

発生抑制及び分別の徹底、焼却灰の資源化、その他紙製容器の分別収集を行い、リサイクル率の向上を図ります。

老朽化しているごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の適正な維持管理を継続するとともに、エネルギーの積極的な利用を図るため新しいごみ焼却施設と、リサイクル率の向上のため粗大ごみ処理施設の建設を行います。

公共下水道・漁業集落排水・農業集落排水事業計画区域外において合併処理浄化槽の設置を推進します。

表3 村上地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成20年度)								今後(平成27年度)				
村上市				関川村				分別区分	処理方法	処理施設等		処理量(トン)
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)			一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却	村上市ごみ処理場	15,856	燃えるごみ	焼却	村上市ごみ処理場	1,668	燃えるごみ	焼却	村上市新ごみ処理施設(新設)	資源化・埋立	14,513
不燃ごみ	リサイクル	村上市ごみ処理場粗大処理施設	474	不燃ごみ	リサイクル	村上市ごみ処理場粗大処理施設	52	不燃ごみ	リサイクル	村上市新粗大ごみ処理施設(新設)	売却・埋立	417
粗大ごみ			279	粗大ごみ			37	粗大ごみ			売却・埋立	48
資源ごみ			3,492	資源ごみ			397	資源ごみ			売却	4,514
紙類			2,420	紙類			225	紙類				2,939
紙パック			5	紙パック			1	紙パック				6
紙製容器包装			0	紙製容器包装			0	紙製容器包装				0
金属類			210	金属類			46	金属類				274
ガラス類			499	ガラス類			102	ガラス類				727
ペットボトル			81	ペットボトル			14	ペットボトル				121
白色トレイ			25	白色トレイ			9	白色トレイ				29
プラスチック類			234	プラスチック類			0	プラスチック類				396
布類			0	布類			0	布類				0
その他	18	その他	0	その他	21							

別添資料として、村上市、関川村のごみの分別区分を示したものを添付した。(添付資料5)

(3) 処理施設の整備

ア 中間処理施設

上記(1)3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進や(2)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり、必要な施設整備を行います。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	村上市新ごみ処理施設建設事業	94t/日	村上市 桧原・ 板屋越	平成24～26年度
2	マテリアルリサイクル推進施設	村上市新粗大ごみ処理施設建設事業	10t/日		

別添資料として現有施設の概要を添付した。(添付資料2)

(整備理由)

事業番号1：既存焼却施設の老朽化、エネルギーの有効利用の促進

事業番号2：既存粗大ごみ処理施設の老朽化、リサイクル率の向上

イ 合併処理浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行います。

表5 合併処理浄化槽への移行期間

事業	直近の整備済 基数(基) (H21年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	1	35	245	平成22～26年度

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行います。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	新ごみ処理施設建設事業に係る基本設計等策定業務	基本設計 発注仕様書作成 測量調査・造成計画 PFI 導入可能性調査 PFI 導入アドバイザー 土壌汚染調査	平成 22～24 年度
32	新ごみ処理施設建設事業に係る地質調査業務	地質調査	平成 22 年度
33	新ごみ処理施設建設事業に係る生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	平成 22～23 年度

#### (5) その他の施策

その他、本地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

##### ア 収集・持ち込みできないごみの指定及び取り扱いの啓発

本地域では、家庭から排出されるごみのうち、有害物質を含むものや著しく悪臭を発するもの、爆発性・火災発生の原因となるおそれのあるもの、特別管理一般廃棄物等を「排出禁止物」とし、「収集・持ち込みできないごみ」に指定しています。

これらの排出物は、市民が自ら販売業者や専門業者に引き取りや処理を依頼する等して、適正な対応を行う必要があります。このため、排出禁止物の品目を周知し、適正な対応が図られるよう、問い合わせ先等の情報も収集・整理し、インターネットで公開する等して、周知を進め、市民に対する啓発・指導を推進します。

##### イ 在宅医療廃棄物の取り扱いの啓発

本地域では、注射針等の特に留意が必要なものは、安全対策や患者のプライバシー保護を講じた回収が必要であることから、これまでどおり、感染性廃棄物扱いとして医療機関への持ち込みとします。また、非鋭利であって、血液が多量に付着していない等の通常感染性が認められないもの（例：プラスチック製容器包装識別マーク等の表示があるパック類や、汚物を取り除いた紙おむつ等）は、ごみ集積所への排出も可能としますが、衛生上の理由から燃えるごみとして取り扱うものとします。

なお、今後は、患者団体や医師会、薬剤師会等の関係団体とも連携し、在宅医療廃棄物の回収方法や処理・処分体制の把握を行うとともに、その対応策も適宜検討していきます。

##### ウ 不法投棄・不適正処理（野焼き）防止の啓発・監視体制の整備

不法投棄や不適正処理（野焼き）という行為は、循環型社会を形成するうえでの大きな障害となります。また、現在、多くの市民が不法投棄や野焼きに対して不快感を抱いており、この環境問題を解決するため、市民・事業所・行政が一丸となって、取り組みを進めていきます。

##### エ 災害廃棄物への対応

大規模な地震や水害時には、交通の途絶等によって、平常どおりのごみの収集や処理が困難になることが想定されます。また、災害に伴う被災廃棄物のがれきの他、避難所からごみやし尿等が多量に発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の処理に適切かつ迅速に対応するため、早急に災害廃棄物処理計画を策定し、平常時から関係機関と連携して、被災時における廃棄物処理体制を構築していきます。

#### 4 . 計画のフォローアップと事後評価

##### ( 1 ) 計画のフォローアップ

本地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて新潟県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

##### ( 2 ) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとしします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとしします。

#### 5 . 交付期間における各交付対象事業の概算事業費 様式 2 のとおり

#### 6 . 交付期間 様式 2 のとおり